

施設名	児童氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

※ 複数の児童を申し込まれている場合、全ての児童氏名を記入してください。

※ 施設名は第1希望の施設を記入してください。

入所（園）申請確認事項追加分

育児休業から仕事に復帰する保護者の入所意向調査

育児休業中の保護者氏名（ ）

入所の意思を確認し、保育所等における保育が本当に必要な者を優先的に入所できるよう利用調整を行うため、下記の留意事項を熟読の上、次のどちらかを選択し、番号を○で囲んでください。

1. 入所希望日に直ちに復職を希望する
2. 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

記

(留意事項)

○育児休業・給付は、原則として子が1歳に達するまでに取得・受給することができますが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能とされています。この保育所等に入れないことの証明としては、「利用保留通知書」の提出が求められています。今般、当面復職の意思がなく、当初から育児休業の延長を希望する方が「利用保留通知書」の入手を目的として入所申込みを行い、内定後辞退し、市の利用調整事務に影響が生じております。そのため、保育の必要な子どもが適切に希望施設に入所できるよう、利用調整をより適切に行うための意向調査です。

○2.「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整に当たっての調整指数が減点となります。その結果、1.「入所希望日に直ちに復職を希望する」を選択した者の方が優先的に取り扱われ、希望する保育所等に入れる可能性が高まります。

○2.「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択し減点された者であっても、利用調整の結果、希望する保育所等に空きがあれば入所でき、その場合は入所していただくこととなります。第一次申込みで希望した施設に内定したにも関わらず辞退し、別の施設に第二次申込みをし、入所保留となった場合には、「利用保留通知書」に「第一次申込みで希望した施設に内定したが辞退した」旨が記載されます。

やむを得ない理由なく内定辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。また当該年度と翌年度において、再度入所申込みをされた場合、利用調整で減点対象となりますので、辞退は慎重に行ってください。

なお、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日に保育が受けられるよう、市への申込みを行っていない場合なども、復職の意思がないと扱われますので、申込みはお早めに行ってください。本市の場合は、次年度の入所申込（当初申込）は例年前年の11月1日～11月20日に行っております。また、この期間後も随時入所申込みは受け付けてはおります^(注)が、希望する施設の受入定員に空きがある場合にのみ入所可能となりますので、ご容赦ください。

(注) 原則、入所希望月の前々月末までに申込みを行ってください。[8月入所希望ならば6月末]